

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	火薬類取締法
規制の名称	実包等火薬類の譲受け許可
規制の区分	新設、改正(拡充(緩和)廃止)
担当部局	産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付
評価実施時期	平成31年3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>現状は、当該事業の従事者が猟銃(実包)を使用する場合には、各個人が居住地の都道府県公安委員会(警察署)への実包の譲受け許可申請が必要となっているが、当該事業の従事者のほとんどが鳥獣の捕獲を専従で行っており、本業や副業先との関係で、平日に休暇等取得して許可申請を行うことが負担となり、(鳥獣の捕獲は、複数の従事者が協力して行うことが一般的であるため、一部の従業者の実包の譲受け許可等の取得が遅れた場合には、全体として事業を開始することができず)事業着手に時間を要する場合があることが明らかとなった。そのため、現行の規制を維持した場合、効率的な鳥獣捕獲や鳥獣被害の低減に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>都道府県の実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、9割以上が委託事業者となっているが、交付金の予算制約のため、予算年度が切り替わる4月前には、事業を開始できない。鳥獣の捕獲は、複数の従事者が協力して行うことが一般的であるため、一部の従業者の実包の譲受け許可の取得が遅れた場合、全体として事業を開始することができず、実際に事業開始から許可取得に1ヵ月程度要したケースもあり、事業の開始が5月中旬頃になってしまった事例も出てきている。一般的には鳥獣の捕獲を効率的に行うことができるとされている春季から早期に事業を開始できないことが、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっての課題となっている。</p> <p>火薬類取締法その他法令等により、公共の安全確保を前提として、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者について、都道府県公安委員会の許可を受けることなく、経済産業省令で定める数量以下の火薬類(実包)の譲受けを行うことができるよう改正を行うもの。</p> <p>これにより、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託契約後、遅滞なく、従事者が実包の譲り受けができるようになり、事業の早期着手が可能となることから、事業の円滑化に資すると考えている。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用) 当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</p> <p>当該規制緩和は、都道府県公安委員会における一定数量以下の火薬類の譲受け許可を不要とするものであり、新たな許可コストは発生しない。平成30年12月25日閣議決定により、都道府県担当者から指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者に対し捕獲従事者の実包の管理を徹底させるよう毎年度開催される都道府県鳥獣行政担当者会議等を通じて指導を行うこととなったが、既存のスキームを活用するため、モニタリングに係る追加コストは発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</p> <p>全国的に鳥獣による農林水産被害、環境生活被害、自然生態系への被害が深刻化している中で環境省、農林水産省の両省は、平成25年12月に抜本的鳥獣捕獲強化対策を発表し、平成35(2023)年までにシカ、イノシシの個体数の半減目標を掲げ、鳥獣による農林水産被害等の低減を目指している。今回の法改正により事業開始時期が早まれば、年度明けの開業前の見通しが確保しやすい時期に捕獲事業の開始ができ、ニホンジカの産前期や農繁期前に捕獲が可能となるため、被害を与える鳥獣の捕獲を早めることとなり、必然的に鳥獣被害の軽減に資すると考えている。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握</p> <p>平成29年度の野生鳥獣による全国の農作物被害額は、約164億円となっている。このうち、約103億円がニホンジカ、イノシシによる被害(農林水産省:全国の野生鳥獣による農作物被害状況について(平成29年度)より)となっており、本規制緩和によってニホンジカ、イノシシの捕獲強化等の被害防止対策が推進され、被害額の低減が図られる。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</p> <p>当該規制緩和に伴い、都道府県公安委員会への実包の譲受け許可申請手数料(1件当たり2,400円)、許可申請時の旅費・日当相当額(県内標準額2,450円/回・人、参考(請負業務国内旅費単価)が不要となる。</p> <p>現状、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包等(実包の材料となる火薬や雷管等も含む)の譲受け許可件数が年間約2,800件あり、仮に全ての申請者が規制緩和の対象となり、実包を譲り受けたとした場合、手数料額で約700万円が不要となる。また、旅費・日当相当額は、実包の譲受け許可申請の手続きが各警察署で行われるため、当該事業の従事者はこれまで申請時及び交付時の計2回、警察署に通知しなければならなかったが、この費用も不要になるため、約1,400万円が不要となり、合計約2,100百万円の遵守費用額の軽減が見込まれている。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に係る一定数量以下の実包の譲受け許可を不要にすることとなるが、</p> <p>① 交付金を使用した事業という観点で、都道府県が、不要な実包を購入しないように監督をしていること</p> <p>② 火薬類取締法において、一度に貯蔵できる実包の数量が制限されていること</p> <p>③ 都道府県公安委員会が、銃砲所持者等に対し、各種講習会や申請手続時、銃砲一斉検査の場等の種々の機会を捉え、銃砲等の管理の徹底について、引き続き指導を行うこと</p> <p>等により、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通することは考えられず、影響は限定的と考える。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</p> <p>当該規制緩和により、遵守費用・行政費用の増大は見込まれず(上記③、④参照)、行政の監督できない範囲で、多量の実包が不正に流通するなどの副次的な影響及び波及的影響も限定的と考えられる(上記⑧参照)。</p> <p>一方、便益については、ニホンジカ、イノシシの捕獲強化等の被害防止対策を推進し、農作物被害の低減を図る(上記⑥参照)だけでなく、都道府県公安委員会への許可申請費用、許可申請時の旅費・日当相当額が不要になること(上記⑦参照)が見込まれることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p> <p>[代替案①の内容]</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者は、(現行規定では、許可申請が必要なところ)届出により実包を譲り受けができるようにする。</p> <p>[規制緩和案と代替案①の比較]</p> <p>規制緩和案と代替案①を比較すると、効果(便益)、副次的な影響及び波及的な影響(公共の安全)にほとんど違いはない。</p> <p>一方で、規制緩和案では、譲渡に係る行政コストが不要になり、代替案①においては、引き続き、現行の規制と同程度のコストを要することとなるが、効果と公共の安全にほとんど違いがないこと、また、鳥獣の捕獲許可事業者や狩猟者登録者は既に一定数量以下の無許可譲受けの特例があることも踏まえ、指定管理鳥獣捕獲当事業者についても行政コストをかけて火薬類の届出を受ける必要性は低く、規制緩和案を採用することとする。</p> <p>[代替案②の内容]</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者は、数量制限なく実包を譲り受けができるようにする。</p> <p>[規制緩和案と代替案②の比較]</p> <p>規制緩和案と代替案②を比較すると、副次的な影響及び波及的影響の観点から、(安全性や治安の維持などの観点から)規制緩和案の方が優れていると考える。</p> <p>なお、実包については、一度に貯蔵できる数が制限されており、事業従事者の許可数の実態(ほとんどの従事者が実包300発(ライフル用実包については50発)以内であることを踏まえると、譲受け許可を緩和し数量制限なく実包の譲り受けができるようになったとしても、規制緩和案と代替案②で、効果(便益)に大きな違いはないと考える。</p> <p>以上を踏まえて、規制緩和案を採用することとする。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記</p> <p>平成28年に、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を円滑化する観点から、当該事業に用いる実包の譲受けについて、都道府県公安委員会の許可を要しないこととすべきとの地方分権要望が出された。</p> <p>これを受け、平成28年12月、当該提案に関する対応方針が閣議決定され、火薬類の譲受けの許可については、鳥獣保護管理法第14条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受けの規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が決定された。</p> <p>上記閣議決定を踏まえて、平成28年から3か年にわたり、環境省、警察庁及び経済産業省が都道府県、猟友会、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者等を対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る火薬類の譲受け及び管理状況に関する実態調査を実施した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記</p> <p>本規制緩和については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において『見直し条項』がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>事後評価に向け、以下の指標により効果等を把握することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果 <ul style="list-style-type: none"> 事業着手までの平均日数の変化 鳥獣による被害額の推移
備考	